

# 身体的拘束等適正化のための指針

社会福祉法人 成和会 菊水苑

喜志菊水苑

## 1. 施設における身体的拘束等適正化に関する基本的考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束適正化に向けた意識をもち、身体拘束等をしないケアの実施に努めます。なお、当指針は身体的拘束等適正化のための委員会において定期的に見直しを行い必要に応じ改定を行うものとします。

## 2. 身体的拘束適正化のための委員会その他施設内の組織に関する

### 事項

#### (1) 身体的拘束等適正化委員会の設置

菊水苑及び喜志菊水苑に身体拘束の適正化のために身体拘束等適正化委員会を設置します。

菊水苑には介護老人福祉施設、短期入所生活介護、通所介護、居宅介護支援事業を含み、喜志菊水苑には介護老人福祉施設、短期入所生活介護、通所介護、訪問介護、居宅介護支援事業、富田林ケアプラザを含みます。

#### i 設置目的

- 施設内での身体拘束適正化に向けての現状把握及び改善についての検討
- 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- 身体拘束適正化に関する職員への指導（研修の実施）

#### ii 身体拘束適正化委員会の構成員と各職種の役割

##### ア) 施設長又は副施設長

- 1 身体的拘束適正化委員会の統轄管理
- 2 介護現場における統轄責任
- 3 身体的拘束適正化委員会責任者

##### イ) 医師

- 1 医療行為への対応
- 2 看護職員との連携

##### ウ) 看護職員

- 1 医師（精神科医）との連携
- 2 重度化する利用者の状態観察

### 3 医療行為の整備

#### エ) 生活相談員・介護支援専門員

- 1 利用者、家族の意向に沿ったケアの提供
- 2 日常生活上での相談援助
- 3 身体的拘束適正化対策担当

#### オ) 介護職員及び訪問介護員

- 1 利用者の尊厳を理解する
- 2 利用者の疾病、障害等の理解
- 3 利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
- 4 記録の管理
- 5 身体的拘束適正化における職員教育

#### iii 身体拘束適正化委員会の開催

- ・ 3ヶ月毎開催
- ・ 必要時、随時開催
- ・ 急な事態（数時間以内に身体拘束を要す場合）は、生命保持の観点から多職種共同での委員会に参加できない事が想定される場合、意見を聞くなどの対応により各スタッフの意見を盛り込み検討します。

※ 身体的拘束等適正化委員会の運営については別途定めます。

## 3. 身体的拘束適正化のための職員研修に関する基本方針

介護に携わる全ての職員に対して、身体拘束等適正化と人権を尊重したケアの励行を図り職員教育を行います。

- ① 身体的拘束適正化のための研修（年2回）の実施
- ② 新任者に対する身体拘束適正化・改善のための研修の実施

## 4. 施設内で発生した身体的拘束の報告方法等の方策に関する基本

### 方針

- i 介護職員その他の従業者は、身体的拘束の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、様式に従い、身体的拘束について施設長へ報告します。
- ii 身体的拘束等適正化のための委員会において、報告された事例を集計し、分析します。

事例の分析に当たっては、身体的拘束等が必要とされた状況等を分析し、身体的拘束の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討します。

- iii 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底します。すること。(周知する目的とは、決して職員への懲罰を目的したものではありません。
- iv 適正化策を講じた後に、その効果について評価します。

## 5. 身体的拘束発生時の対応に関する基本方針

やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

### ① カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束等適正化委員会を中心とし、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認を行う事とします。

要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成。また、解除に向けた取り組みの検討会を早急に開催し適正化を図ります。

### ③ 利用者本人や家族に対しての説明

利用者本人や家族に対して身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・解除に向けた取り組み方法を説明し、十分な理解が得られるように努めます。

### ④ 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録します。身体拘束等の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。その記録は2年間保存します。

### ⑤ 身体拘束の解除

身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、契約者、家族に報告いたします。

なお、一旦、その時の状況から試行的に身体拘束等を中止し、身体拘束等の可否を確認す

る場合がありますが、再度、数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、ご家族に連絡し経過報告を実施するとともに、その了承のもと同意書の再手続なく生命保持の観点から同様の対応を実施させていただきます。

#### <介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為>

- (1) 徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (3) 自分で降りられないように、ベッド柵（サイドレール）で囲む。
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または、皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- (6) 車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人に対し立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (10) 行動を落ち着かせるために、抗精神薬を過剰に服用させる。
- (11) 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

## 6. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当指針は利用者、または家族の方への身体的拘束等適正化への理解と協力を得る為、施設内に掲示を行い、積極的な閲覧の推進に努めます。

## 7. その他身体的拘束適正化の為に必要な基本方針

身体的拘束等適正化の推進のために、「身体拘束等適正化マニュアル」を整備して、施設内への周知を図ります。又、このマニュアルは定期的な見直しを行います。

**【附 則】**

この規程は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。

令和 03 年 04 月 26 日 改定

令和 04 年 04 月 26 日 改定

令和 06 年 3 月 31 日 改定